

津市一般廃棄物（し尿）処理事業補助金交付要綱

平成 18 年 1 月 1 訓第 69 号

改正 平成 19 年 5 月 28 日訓第 31 号

平成 23 年 3 月 25 日訓第 16 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）第 20 条の規定に基づき、一般廃棄物（し尿）の処理に係る補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的等）

第 2 条 補助金の名称、補助金の交付目的、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付対象者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

（協議の申出）

第 3 条 補助金の内容又は規則第 5 条第 1 項の規定によりこれに付された条件に異議があるときは、規則第 6 条の規定による交付額の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、市長に協議を申し出ることができる。

（実績の報告）

第 4 条 規則第 12 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、補助金の交付の対象となる事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（委任）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の施行前に合併前の津市一般廃棄物（し尿等）処理事業補助金交付要綱（昭和 52 年 12 月 1 日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成１９年５月２８日訓第３１号）
この訓は、平成１９年６月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月２５日訓第１６号）
この訓は、平成２３年３月２８日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助金の交付目的	交付対象経費	交付限度額	補助事業者の範囲
一般廃棄物（し尿） 処理事業補助金	適正なし尿くみ取り手 数料の徴収業務を行う ことにより、一般廃棄 物（し尿）処理事業の 健全な発展と公共福祉 の増進に資することを 目的とする。	次に掲げる経費 1 し尿くみ取り手数料の徴 収に要する経費 2 一般管理運営費 3 し尿くみ取り手数料の徴 収に係る研修に要する経費 4 その他市長が適当と認め る事業に要する経費	交付対象経費	津環境整備事業協 同組合